

令和7年度 一般会計 歳出 第2款7項1目 12節(18) その他業務委託料			
受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 国際局政策総務課 担当者 各務、前田 電話 671-4700
設 計 書			
1 委託名	<u>「高校生の海外留学支援事業に係る企業版ふるさと納税等を活用した資金調達業務委託」</u>		
2 履行場所	<u>(1) 横浜市国際局政策総務課</u> <u>(2) 受託者の事務所内</u> <u>(3) その他委託者が指定する場所</u>		
3 履行期間	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 契約締結日から令和8年3月31日まで		
又は期限	<input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日まで		
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要(月 日 時 分、場所)		
7 委託概要	<u>別紙「仕様書」のとおり</u> <hr/> <hr/>		

8 部分払

する (10回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
1 基本委託料	毎月	(4,000,000)	円		

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額 ￥_____

内訳 業務価格 ￥-----

消費税及び地方消費税相当額 ￥-----

内訳書

委託-2

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
(1) 基本委託料		(4,000,000)	円			調達金額× 委託料率
本体計						
消費税及び地方消費 税相当額						10%
合 計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

横浜市（以下「委託者」という。）が委託する業務の履行に際し、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、「委託契約約款」及び「個人情報取扱特記事項」に定めるほか、本資料に基づき業務を行うこと。

1 委託件名

高校生の海外留学支援事業に係る企業版ふるさと納税等を活用した資金調達業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 横浜市国際局政策総務課
- (2) 受託者の事務所内
- (3) その他委託者が指定する場所

4 業務背景

グローバル化が高度に進んだ現代において、横浜市が活力ある都市であり続けるためには、世界の多様な文化や価値観、考え方と触れ、多様性を尊重して協働・共生しながら、世界の人々とともに、新たな価値を創造する力をもつ人材、「グローバル人材」を育成していく必要がある。「グローバル人材」に必要な要素として考えられる、「世界で議論できるコミュニケーション能力」、「グローバル社会でリーダーシップを発揮する力」、「多様性を尊重して協働・共生できる力」など養うにあたっては、海外留学が有効な手段のひとつと考えられる。

国においても「トビタテ！JAPAN」により海外留学に踏み出す若者の増を図っているところであるが、日本の学生は、諸外国と比べて海外留学等を希望する割合が高いとは言い難い（平成30年内閣府調査）。

横浜市では、「子ども・若者の育成・支援」として、将来、国際的な舞台で活躍できるよう、平成26年度より、高校生の留学支援「世界を目指す若者応援事業」（※）を実施し、令和6年度までに計320名を超える学生に支援を実施してきた。令和7年度からは、当事業を拡充し、本市のグローバル人材育成をさらに推進する。

※ 「世界を目指す若者応援事業」について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/ikusei/jigyo/ouenjigyou.html>

5 業務目的

制度の財源を確保するため、企業からの寄附等により資金確保をすること（資金獲得に向けた制度運営への提案や企業へのPRを含む）を目的とする。

6 業務内容

当事業の趣旨や魅力を紹介し、企業（市内外問わず）や個人等から資金を調達すること。調達にあたり、事業紹介等として本市職員が企業・個人等の元へ同行した場合であっても、先方への打診や必要な連絡調整等、主たる活動は受託者が責任を持って行うこと。なお、市外企業からの資金の獲得にあたっては、企業版ふるさと納税を活用できることを紹介すること。

また、企業に対して資金獲得の働きかけを行う際は、その対象企業をリストアップすること。企業のリストは、委託者と協議を行い、随時対象の加除を行うものとする。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

その他の資金獲得の手法を検討・実施することも可だが、事前に委託者と協議すること。

また、今後、より効果的な資金獲得ができるよう、制度運営への提案・助言（寄附者等がメリットを感じやすい制度内容の提案・助言）を行うこと。

加えて、「世界を目指す若者応援事業（高校生の留学支援）の運営及びウェブサイト運用・保守、SNS広告業務委託」の受託者である株式会社JTB横浜支店とも連携すること。

7 業務委託料

（1）業務価格

6にかかる業務価格は、成果報酬型によるものとし、次の算定式で算出した委託料を支払うものとする。なお、資金獲得の働きかけに係る費用も含むものとする。

【成果報酬費＝調達金額×委託料率（1円未満の単数は切り捨てとする。）】

※上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

委託料率の上限は、本業務を通じて行われた調達金額の20%以内（消費税及び地方消費税別）とし、成果報酬費の上限は、4,000千円（資金調達目標金額20,000千円以上×20%以内）とする。ただし、上限を超えた調達金額が見込まれる場合は、委託者と協議する。

（2）支払方法

部分払とする。寄附見込企業が本市に対して寄附を行われたことを委託者が確認後、受託者の請求に基づき、委託料の支払いを行うものとする。

(支払回数の目安：10回　※月ごとの請求を想定。（6月～3月までの10か月）)

8 納入成果物・提出期限

上記各業務に関するもののうち、特に次に定める業務に関する履行期限は以下のとおりとする。

期限までに次の資料を納品すること。

納品物は電子ファイル（PDF形式またはMS-Office形式のファイル等）正副2種類を納入する。以下の納入物以外のドキュメントまたは異なる内容で納入する場合は、委託者と受託者間で協議するものとする。

- ・実施計画書（責任者も明記すること）、スケジュール表（工程表）
 - ・・・契約締結後、原則5日以内　※契約履行着手届の提出は省略可
- ・寄附打診対象企業リスト
 - ・・・隨時
- ・業務完了報告書
 - ・・・令和8年3月31日まで

9 条件等

- (1) 本委託業務の実施に際しては、委託者の趣旨を理解の上、十分な意思疎通が図れるよう定期的に協議を行って業務を進めていくこと。適宜委託者所在地やWEB会議等で打合せの場を設け、進捗状況が確認できるような機会を設定すること。
- (2) 委託期間中の業務経過全般を把握する全体責任者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- (3) 本委託業務実施上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたり、本委託業務以外で自ら利用し、他に漏らさないこと。ただし、委託者の承諾を書面により得た場合を除く。
- (4) 資金調達において、その趣旨・目的等が当事業の趣旨に反するもの、及び関連する法令等に抵触する又は抵触する可能性があるものは認めない。その具体例は以下のとおり。
 - ア 犯罪収益に関連するもの
 - イ 下記のいわゆる「反社会的勢力」が関連するもの
 - (ア) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者または、その構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）
 - (イ) 会社その他の法人の役員（取締役、会計参与、監査役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力である場合
 - (ウ) ご寄付を申し出る方の名義が反社会的勢力に利用される場合

(5) 本仕様書に定めのない事項を履行する場合、詳細及び内容に疑義を生じた場合、
並びに業務上重要な事項を履行する場合については、あらかじめ委託者と協議し、
その指示または承認を受けること。